

港区成年後見制度利用促進基本計画（素案）についての区民意見募集結果

1 区民意見募集の実施概要

●意見の募集期間と件数

募集期間	意見の通数	意見の件数
平成 30 年 11 月 6 日～ 平成 30 年 12 月 5 日	13 通 (区ホームページ 6、郵便 0、ファクシミリ 3、直接持参 4)	40 件

●意見の提出方法

区ホームページ、郵便、ファクシミリ、直接持参

●資料の閲覧場所

保健福祉課、高齢者支援課、介護保険課、障害者福祉課、生活福祉調整課、健康推進課、区政資料室、総合案内、各総合支所、各港区立図書館（高輪図書館分室を除く）、各いきいきプラザ、各高齢者相談センター、障害保健福祉センター、精神障害者地域活動支援センター、介護予防総合センター

2 意見・要望等の反映状況

1 意見を反映し、計画（素案）を修正したもの	4 件
2 計画（素案）の中で趣旨を反映しており、修正の必要がないもの	27 件
3 計画（素案）では記述していないが、既存事業等に対応しており、修正の必要がないもの	0 件
— 計画に直接関係ないもの	9 件
	合 計 40 件

区民意見募集のご意見と区の考え方

No	内容	ご意見	区の考え方	対応状況	関連頁
1	計画の目的について	港区の成年後見制度利用促進基本計画の策定において、制度の利用促進自体が目的とならないよう、相談者や利用者等に寄り添った運用が図られるよう、区と港区社会福祉協議会で取り組んでほしい。	港区成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用が必要な人への支援や制度の理解を進める対応が必要となることから、港区の成年後見制度の利用の促進に関する施策の体系を整理し、総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。 また、区が中核機関として、港区社会福祉協議会とともに、関係団体や関係機関等との地域連携ネットワークを活かした運用に努めます。	2	-
2	計画の基本理念について	「ノーマライゼーション」「自己決定の尊重」「身上監護の重視」この3つをこの項にわかりやすく明記してください。 次項の基本施策1,2,3と同じくらい大切なものだと思います。	港区成年後見制度利用促進基本計画は、全ての区民が、生涯を通して、地域の中で安心して、自分らしく暮らせるよう、地域での支え合いを促進し、多様な活動主体との連携を深め、港区ならではの地域共生社会の実現に取り組むための計画です。 成年後見制度の利用の促進に関する法律の基本理念としてノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上の保護の重視について記載しています。	2	7
3	区の責任について	計画の基本理念の中で、「港区ならではの地域共生社会の実現に取り組むための計画」とありますが、具体的には「港区ならではの」の施策が何を指すのかわかりません。 住民、利用者の立場に立った具体的な計画なのかどうかも、あまり見えてきません。 区が責任を持ち、プライバシーに配慮し、制度利用促進を図るべきです。	港区成年後見制度利用促進基本計画は、港区地域保健福祉計画の重点事項である「地域共生社会の実現に向けた取組の推進」を踏まえ、権利擁護支援の関係団体や障害者団体等と緊密なネットワークを構築し、利用者の意思決定支援や身上保護を重視した支援を行えるよう制度の運営を図るものです。 策定に当たっては、制度の利用が必要な人への支援や社会全般への制度の理解を進める施策の体系を整理し、区が主体となり総合的に推進していく計画とします。	2	7
4	権利擁護支援の方向性について	そもそも成年後見制度は被後見人の人権を大きく制約する者であるので、その適用は高齢者、障害者に対する私的・公的な他の援助手段の及ばぬ場合に限るべきであって、具体的には重度の認知症、重度の障害で自分の意思を全く表示できない場合を除けば相続、不動産の売買、高額商品の売買、施設への入所契約などごく限られると思われる。そうしたケースに代理権、同意・取消権を限定した補助を活用すべきであり、そうした方向で後見を考える人を導くべきであり、そのための家庭裁判所への働きかけも行うべきである。	利用者がメリットを実感できる制度の運用として、成年後見制度の利用者の能力に応じた対応を可能とする観点から、成年後見とともに保佐及び補助の類型の利用促進を図るほか、利用者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度を適切かつ安心して利用するための取組として、周知を進めます。	1	9
5	本人の意思決定支援(素案15頁)は重要であると考えますが、家裁との間に見解の相違が生じた場合どう対応するのか。	東京家庭裁判所の裁判官の見解として、「(特に後見類型については)、本人の意思の確定は、通常は困難であり、本人の意思を『推定的意思』まで含めると、その確定に困難さを増し、周囲者の意見を根拠にする場合には、それらの者が利害関係者である場合、信用性に疑義が残る(要約)。」とあり、さらに、「本人の理解力に疑義があることから、本人の意思に明確に反する場合であっても、本人の利益のための各種行為(例えば、入院費用を確保するための居住用不動産の売却等)を行うことは可能である(要約)。」と述べている。 このような家裁の判断基準と、本人、介護家族の思いに相違が生じた場合、誰がどのような判断、対応を行うのか。 民法858条(意思の尊重)を担保するような民法改正がない中で、また、三権分立の中で、どのようなことが可能であると考えているのか。 ちなみに、大阪においては、2018年5月に大阪家庭裁判所、大阪弁護士会、大阪司法書士会、大阪社会福祉士会が共同で意思決定支援に関するガイドラインを出したようだが、当事者抜きで作成したものであり、また、監督機関である家裁と監督される側である弁護士会等が共同で作成したことからも、適正な監督ができるのか大いに疑問である。また、後見人等にとって都合の良い本人意思のみが尊重される可能性もあり、さらに刑事の尋問のように、数人がかりで本人を追い詰めるものにならないか、故意に誘導するものとならないか不安がある。	認知症高齢者や障害者の意思を丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく、意思決定支援や身上保護の側面も重視した運用とするため、生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯等、制度の利用が必要な人に、相談に応じて適切な情報提供ができるよう、区及び港区社会福祉協議会、関係機関が連携して取り組みます。 国の成年後見制度利用促進基本計画において、「中核機関は、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、日頃から各地域の家庭裁判所との連携体制を整えることが必要である。」と示されています。このことから、東京都との連携を含め、家庭裁判所との連携について、協議を進めます。	2	9

No	内容	ご意見	区の考え方	対応状況	関連頁
6	認知症高齢者や知的・精神障害者の個人情報を守られるのか。	後見報酬が収入源となる専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士等)が、「ニーズの調査」「ニーズの掘起こし」「必要な人へのアプローチ」という名目で、「利用者の掘起こし」のために、行政情報を共有しようとした場合、当事者の個人情報等は守られるのか。 素案10頁には、「成年後見制度を必要としない人に、強制的に制度を利用させるための個人情報の共有ではありません。」と記載されているが、必要の有無を判断するのは、どの機関なのか。仮に、専門職等が判断に加わるならば、必要性の有無は、「有」に傾くと想像せざるを得ない。	区は中核機関として、個人情報を個人情報保護法、港区個人情報保護条例等に基づき、適正に取り扱います。なお、地域連携ネットワークにおける個人情報とは、権利擁護支援が特に必要な「経済搾取」、「セルフ・ネグレクト状態」や「繰り返される消費者被害」等であって、適切な権利擁護支援のあり方、成年後見制度利用の必要性を吟味し、さらに適切な後見人候補者を推薦、後見人等を支援することを目的に行うことを指しています。成年後見制度を必要としない人に、強制的に制度を利用させるための個人情報の共有ではありません。	2	10
7	家族の位置づけをどうとらえているのか。	素案10頁のネットワーク図には家族が存在しておらず、18頁の図では、本人をはさんで家族と後見人等という位置づけで、家族と後見人等との関係が不明である。19頁の図では家族の位置づけが民生委員等と同列となっており、あきらかに後見人等にくらべて本人からは遠い存在となっている。 現状において、介護家族と専門職後見人等が対立関係となっている事例もあり、それが、申立が増えない原因のひとつであるにもかかわらず、家族の位置づけが不明瞭である。 東京家庭裁判所の裁判官の見解としては、「親族は本人との関係ではあくまでも他人であって、親族の意向に反することは差し支えないし、親族に対して説明し、情報を開示することも義務ではない。(要約)」といったものであるが、港区の見解はどのようなものであるのか。	家族については、制度の利用者本人にとって最も身近な存在として、地域連携ネットワークや権利擁護支援のチームの中で、状況に応じて協力して意思や状況を継続的に把握するため、身上保護を重視して必要な対応を行っていくための重要な役割を担う一員と考えています。	1	10、18
8	利用者に対する相談体制の充実について	ミスマッチが生じた際の「利用者へ寄り添った対応」をお願いします。	成年後見人等との関係性が構築できないことにより利用者の適切な権利擁護を図ることができない場合等については、利用者を取り巻く状況を踏まえ、家庭裁判所に情報提供を行う等、利用者へ寄り添った対応を推進します。	1	9、16
9	問題が起きてしまった時について	後見人任命をした家庭裁判所が責任をとってくれる事はなく判断に劣る被後見人が泣き寝入りをする結果になります。 普通は法に抵触する事柄でも(後見人=被後見人)で可能です。 本人に成り変って事を運んでくれ、一見便利で助かりますが一方、前述した様に怖い側面がある事(特に港区は富有の方も多く)を制度を促進するに当っては考えて行かねばいけないと思います。後見制度支援信託は現金、預金のみいくらか有効ですが、その他の財産については保証するものはありません。その対策を明示しなければ制度普及は難しいのではないかと思います。私としてはこのような欠陥法をそのままにするのではなく、もし制度を進めるなら、不備を是正してから行う様、国に求めていただきたいと要望致します。	成年後見人等との関係性が構築できないことにより利用者の適切な権利擁護を図ることができない場合等については、利用者を取り巻く状況を踏まえ、家庭裁判所に情報提供を行う等、利用者へ寄り添った対応を推進します。	1	9、16
10	制度利用に向けた相談対応の充実について	権利擁護や財産管理の手段は成年後見だけではありません。 大多数を占める「善意の家族がいる家庭」であれば、生前贈与、遺言、家族信託などの活用により、適切な財産管理が可能になります。 相談対応についてはまず、活用できるさまざまな方法の中で、成年後見は選択肢のひとつにすぎない、ということの周知からスタートしてほしいと思います。	権利擁護に関する相談に当たっては、区及び港区社会福祉協議会が連携して成年後見制度や福祉サービス利用援助事業、その他の行政サービスの案内等について総合的に対応します。	2	13
11	適切な後見人等候補者の推薦について	専門職が身上保護を行う難しさがあり、社会貢献型後見人や法人後見の割合を増やしていく必要があると思うが、専門職との折り合いをどうつけるのか。	成年後見人等候補者の推薦に当たっては、顔合わせ等を通して成年被後見人等の意思をできるだけ丁寧にくみ取り、円滑な人間関係を築くことができる候補者の推薦を行います。	2	14
12	区長申立の対象について	障害者の親亡きあとの後見については、本人の兄弟姉妹が親に代わって後見を引き継ぐのは負担が大きいため、区長申立の対象にしてほしい。	判断能力が不十分で、家族、親族等からの支援が得られない人に対して、区長が代わって審判申立を行っています。成年後見利用支援センター「サポートみなと」や高齢者相談センター等の関係機関と情報共有を進め、必要な人には迅速に、適切かつ円滑な制度利用につなげています。	2	14

No	内容	ご意見	区の考え方	対応状況	関連頁
13	後見人等への支援の拡充について	福祉への関心の薄い弁護士、税理士への実務支援に注力をお願いします。できれば個別の助言という形で。	利用者の意思決定支援や身上保護を重視するため、専門職団体と連携して、成年後見人等への実務支援の充実を図ります。成年後見制度に関わる内容や事例等について連絡会等を開催し、情報共有やスキルアップ等の機会を増やすことにより、成年後見人等への支援を促進します。	2	15
14	後見報酬や交通費といった経済的負担に関する対応はどうか。	知的障害者の場合、後見制度を利用しない理由として長期的に及ぶ後見報酬の負担が挙げられる。月額2万円であったとしても、それが、数十年に及べば、1千万円を超える可能性がある。報酬助成には厳しい要件があり、利用へのハードルは高いが、素案16頁の「後見人等報酬助成事業の円滑な運用」とは、要件が緩和されるという意味なのか。また、遠方の施設に入所している場合、後見人の交通費が往復で1万円以上かかる場合もあるが、その費用も本人負担である。そのあたりはどう考えているのか。報酬助成事業に莫大な税金が導入される事には疑問がある。実際の介護を行っている介護職員に対する経済的支援よりも優先されるべきことなのか、その是非も問われるだろう。	入所施設の決定等についても、総合的に関係部署が連携して相談に応じ、後見人等候補者の推薦を行います。港区社会福祉協議会では、成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な場合、その費用の一部又は全部を助成する事業を行っています。また、区では、区長が代わって審判申立を行った件について、一定の要件に基づき、その費用の一部又は全部を助成しています。今後も必要な人が必要なときに成年後見制度を利用することができるよう、周知方法の充実や、申請手続等の円滑化を図ります。	2	16
15	問題のある専門職後見人等が選任された場合の苦情の申立、相談の窓口はどこになるのか。また、どこまで対応できるのか。	制度利用が進まない原因の一つとして、一度選任された専門職後見人等に問題があった場合でも、本人死亡まで原則交代されないということがある。家庭裁判所の裁判官の見解としても、「本人に面会に来ない、本人意思を尊重しないといった理由で解任された審判例は見当たらない。(要約)」とある。素案16頁に明記されている、適切な後任者の推薦が可能であるとする根拠はどこにあるのか。 (1) 専門職後見人等による虐待の場合。 専門職後見人等による被後見人等に対する身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、経済的虐待は、十分にあり得る話であり、その通報先や窓口は、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法における「養護者」による虐待の場合と同様になるのか。あるいは、素案16頁における相談対応となるのか。後者の場合には、適切な判断、対応が可能なのか疑義がある。 (注：親族後見人の場合、その者が同時に「養護者」である場合もあり得る。) (2) 専門職後見人等による横領について。 専門職後見人等による横領において、国家賠償が認められた判例は、平成30年12月現在見当たらない。 専門職後見人等が選任された場合、本人も介護家族も多くの場合、本人の預金通帳等の開示は認められず、横領に気づくことは難しい。専門職による横領の報道が、制度利用が進まない原因であると想像されるが、横領を防ぐための相談の窓口はどこになるのか。素案16頁	区では、成年後見人等との関係性が構築できないことにより利用者の適切な権利擁護を図ることができない場合等については、利用者を取り巻く状況を踏まえ、家庭裁判所に情報提供を行うことにより、適切な後任者の推薦につなげる等、利用者に寄り添った対応を推進します。 (1) 港区高齢者虐待防止対策推進要綱及び港区障害者虐待防止対策事業実施要綱に基づき、虐待防止対策を推進するとともに、虐待に係る対応について必要な事項を定め、対応しています。 (2) 利用者から、成年後見制度の利用中における制度の運用等に関する相談を受け、適切な助言等を行うため、必要な情報を把握し、利用者や成年後見人等が円滑に制度を利用できるよう相談体制の充実を図ります。窓口は区及び港区社会福祉協議会のほか、高齢者相談センター等でも成年後見制度に関する相談対応の充実を図ります。	2	16
16	費用負担の問題について	港区の現状と課題では、成年後見制度の利用が進まないのは、認知度が低いことが記述されています。しかし必要性を感じていても制度を利用する費用負担の大きさに戸惑っている人も、私の周りには何人かおられました。ぜひこのことも分析し、記述してほしいと思います。一定の人たちへの財政的支援は現在行われていますが、さらに所得の少ない人への支援を行うべきです。	港区社会福祉協議会では、成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な場合、その費用の一部又は全部を助成する事業を行っています。また、区では、区長が代わって審判申立を行った件について、一定の要件に基づき、その費用の一部又は全部を助成しています。今後も必要な人が必要なときに成年後見制度を利用することができるよう支援します。	2	16
17	権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築について	財産管理に関するケース以外の日常生活のサポートは後見制度の活用ではなく、現在の高齢者・障害者に対する各種サポートをさらに充実、連携強化を図るほか、今以上に地域の力を活用する。具体的には非常勤の「見守り隊」のような組織を地域に新たに作り、サポートの必要な人を発見し、あるいは定期的に訪問・相談にのるような仕組みを作る。	成年後見利用支援センター「サポートみなと」では、社会貢献型後見人等養成講座修了者による権利擁護サポーターを活用した、大切な書類や日常的な金銭管理を契約に基づき行う総合的な福祉サービス利用援助事業を、相談支援・申立支援・実務支援等により推進しています。また、区では権利擁護支援のため、地域の関係団体等との連携を図り、地域で支え合う仕組みとして地域連携ネットワークを構築します。	2	17
18	中核機関について	区が中核機関であることは、とてもいいことだと思います。個人情報の問題、区民の情報はまず区に集まりますから、効率よく支援を行えると思います。港区成年後見制度利用促進基本計画に大いに期待します。	-	-	18

No	内容	ご意見	区の考え方	対応状況	関連頁
19	素案1頁「地域で自分らしく安心して生活を送ること」は、成年後見制度の利用によって可能となり得るのか。	<p>(1) 重度の知的障害者の場合 港区内の重度の知的障害者(愛の手帳1度、2度)の人数は、数百人である(素案32頁)が、港区内の入所施設は、現在1か所のみで、重度の人を対象としたグループホームも1か所にすぎない。数年後にさらに重複障害者の施設が1か所設置予定であるが、到底対応できる数字ではない。在宅の場合においても、24時間体制の、重度訪問介護、重度障害者等包括支援に対応しているヘルパー会社の数も少ない。多くの場合、都外施設(青森や秋田県)を利用しており、また、都内であっても多摩のあたりの遠方の施設である。 受け入れ体制に限界があるにもかかわらず、後見制度を利用すれば、「地域で自分らしく安定した生活が送れるように」となるという根拠はどこにあるのか。</p> <p>(2) 不動産を所有する認知症高齢者の場合 以前、港区の「区民の声」において、本人を施設に入所させ、不動産を売却し高額な報酬を得た専門職後見人に対する批判的意見が掲載されていた。区長申立を行った区への回答は、監督権限は家裁にあり区にはないといったものであった。今後は、区としても、地域での自分らしい生活のために、家裁とともに監督業務を行うということなのか。 (注：居住用不動産の処分については家裁の許可事項であるが、売却後に流動資産が増加した場合には、後見報酬は流動資産と連動しているために報酬も増額する可能性がある。)</p>	<p>(1) 地域関係団体や関係機関とのネットワークを構築し、地域の資源を有効に活用した連携体制を整備することで、中核機関となる区を中心とした地域連携ネットワークを早期に構築し、地域で権利擁護支援につなげていく仕組みづくりをすることにより、権利擁護支援が必要な人を適切に福祉サービス等につなげていきます。これにより地域で自分らしく安心して生活を支援します。</p> <p>(2) 後見人等の監督については、家庭裁判所で必要に応じて成年後見人等に後見等事務の状況の報告を求めており、成年後見人等が適切に事務を行っているか確認しています。 区では、利用者から、成年後見制度の利用中における制度の運用等に関する相談を受け、適切な助言等を行うため、必要な情報を把握し、利用者や成年後見人等が円滑に制度を利用できるよう相談体制の充実を図ります。 また、成年後見人等との関係性が構築できないことにより利用者の適切な権利擁護を図ることができない場合等については、利用者を取り巻く状況を踏まえ、家庭裁判所に情報提供を行う等、利用者寄り対応を推進します。</p>	2	18
20	地域連携ネットワークの構築について	大変良い素案と思います。ネットワークの構築をしてください。	-	-	18
21	権利擁護支援の「チーム」による対応について	ケース会議(被後見候補者の分析・評価と後見人候補を実際に割り振る会議)の実行は中核機関で行うことを明記のこと	成年後見制度の利用前及び利用中において、専門的判断等を要する困難事例や相談等、必要に応じて取り組む「チーム」体制の構築にあたっては、平成31年度に「チーム」による支援の事例検証を行うとともに、「チーム」の仕組み等について検討します。	2	19
22	権利擁護支援チーム創設の目的は理解できるが、中核機関との組織上の位置づけ、権限、中立性、役割分掌を明文化すること				
23	地域連携ネットワークの中核機関の運営について	P19 中核機関の図中「サポートみなと」が行う事業に(0) 法人後見事業を明記すること、また(1)以下の事業内容の項目程度に法人後見が担う事業項目を明記のこと	法人後見事業については区の委託事業ではなく、港区社会福祉協議会による独自事業となります。区では、法人後見事業がセーフティネットとして継続性を備えた仕組みとなるよう、港区社会福祉協議会の支援を行います。	-	19
24	被後見人の自己決定権の保証について	被後見人の思い意思をどう保証するか、その方の自己決定権をどの様にして保証し、後見人によって実現していくかを考えていただきたい。制度促進に当って被後見人の心、体の事をよく知っている人たち、家族、親族、親しい友人、つきあっていた隣人の中で、ご本人が思いを表出できる様な場を作る事。又は常に被後見人につきそい、必要な時に立ち合う(諸契約、処遇の決定から、医者の診断説明など)様な方法をとっていただきたいと思います。	認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にみ取りその生活を守り権利を擁護していく、意思決定支援や身上保護の側面も重視した運用とするため、権利擁護支援の「チーム」による対応を行います。制度の利用開始後は、その人の状況に応じて、家族、親族や保健・福祉・医療・地域の関係者等が協力し、意思や状況を継続的に把握した上で、身上保護を重視して必要な対応を行います。「チーム」体制の構築にあたっては、平成31年度に支援の事例検証を行うとともに、仕組み等について検討します。	2	19
25	社会貢献型後見人について	参考資料でも明らかなように、講習受講者は年2人程度、総受任者数も5人から3人に減っています。この原因は何か、どんなことが考えられるのか。もっと掘り下げるべきだと思います。後見人としての仕事の中には、財産管理だけではなく、権利擁護としての仕事も求められます。介護保険など制度がたびたび変わります。後見人はそのたびに学習が必要で、専門的な知識を習得しなければなりません。制度の学習会を区は積極的に行うべきです。また、介護、医療など利用者のサービス後退を招かないよう、国に対して意見を上げることも地方自治体として必要なことではないでしょうか。	社会貢献型後見人等候補者養成数は、港区社会福祉協議会が福祉サービス利用援助事業や相談業務を通じて決定してきています。なお、総受任者数は年度によって、後見等活動の開始と終了に伴う増減があります。 港区成年後見制度利用促進基本計画の策定に当たり、区及び港区社会福祉協議会の成年後見制度に関する統計のほか、福祉サービス利用援助事業の統計を踏まえて将来のニーズを予測しています。 成年後見人等への支援については、利用者の意思決定支援や身上保護を重視するため、専門職団体と連携して充実を図ります。成年後見人等が安心して身上保護や財産管理ができるよう、成年後見制度に関わる内容や事例等について連絡会等を開催し、情報共有やスキルアップ等の機会を増やすことにより、成年後見人等への支援を拡充します。	2	20

No	内容	ご意見	区の考え方	対応状況	関連頁
26	社会貢献型後見人等の養成等について	社会貢献型後見人制度を充実してほしい。	成年後見制度の利用者にとって身近な存在として成年被後見人等の意思をより丁寧にくみ取って、地域の実情を熟知した上で、その実情に即して後見等事務を進めていくことができる社会貢献型後見人の養成に取り組むとともに、その支援を図ります。	2	20
27	計画中の表現について	素案中の「制度の利用に繋がらない人」との表現を大いに評価したい。	-	-	20
28	社会福祉協議会による法人後見活動の促進について	P21 港区から法人後見が委託される港区社会福祉協議会における法人後見事業内容と規模およびタイムスケジュールなどを項目として記載すること	法人後見事業については、区の委託事業ではなく、港区社会福祉協議会による独自事業となります。区では、法人後見事業がセーフティネットとして継続性を備えた仕組みとなるよう、港区社会福祉協議会の支援を行います。	-	21
29	社会福祉協議会による法人後見活動の促進について	後見が必要な場合でも、後見人の当たり外れを回避するため社協などの公的機関で法人後見を受任し、チームで後見するとともに、直接の担当者は3年 または5年で交代する。これにより、不正防止にもつながる。	区では、親族がいない、またはいても支援が得られず、適切な第三者後見人が得られない人等に対する、港区社会福祉協議会による法人後見事業を支援します。なお、受任する対象については、地域の専門職や社会貢献型後見人等、法人後見を実施する港区社会福祉協議会の役割分担について検討し、セーフティネットとして継続性を備えた仕組みとなるよう支援します。	2	21
30	法人後見事業について	港区社会福祉協議会が新たに実施する法人後見事業に大いに期待します。市民後見人の活用、財産管理の方法、認知症、知的障害、精神障害、各部門の専門グループを養成する等、港区社会福祉協議会の法人後見事業では、色々なことができる可能性があると思います。	-	-	21
31	プライバシーについて	社会貢献型後見人の必要性は感じます。それと同時に港区社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受任することが計画の中に盛り込まれています。このことは、機械的にやってはならないと思います。個人として利用者から信頼され依頼されたわけですから、慎重にすべきです。さらにプライバシーの問題に一言も触れていないのは納得できません。	港区社会福祉協議会による法人後見事業の受任対象については、地域の専門職や社会貢献型後見人等、法人後見を実施する港区社会福祉協議会の役割分担について検討し、セーフティネットとして継続性を備えた仕組みとなるよう支援します。個人情報については、個人情報保護法、港区個人情報保護条例等に基づき、適正に取扱いします。	2	21
32	社会福祉協議会による法人後見活動の促進について	港区社会福祉協議会による法人後見事業について、受任にあたっては、本人の資産の有無を要件にしないでほしい。	港区社会福祉協議会による法人後見事業の受任対象については、地域の専門職や社会貢献型後見人等と法人後見事業を実施する港区社会福祉協議会の役割分担の検討や、セーフティネットとして継続性を備えた仕組みとなるよう、港区社会福祉協議会の事業を支援します。	2	21
33	親族後見人等への支援について	現行の親族向け後見人等講座は、申し立ての手続きと後見人の具体的な仕事内容についての詳細な説明になっています。つまり、申し立てを前提としたものです。しかし参加者の多くは「申し立てを検討している段階」の人たちです。真に必要なのは、親族が後見を申し立てるとそのあとどんな事態が生じるのか、を正しく知ることだと思ふのです。現在多々起こっている後見に関するトラブルは、ここを理解せずに制度を利用し始めたために生じているミスマッチだと思われます。すなわち、「親族後見が認められない」「同居家族への経済的規制」「必要なもの買えないほど厳格な財産保護」「積み重なっていく専門職後見人（監督人）への報酬支払」等々。親族向けの情報として本当に必要なのは、後見を利用した場合の現実を知ること、および、成年後見は選択肢のひとつにすぎない、ということです。区民の幸せのために、是非ここを考慮していただきたいと思います。	親族後見人等への支援に当たっては、制度の理解を一層深め、親族後見人等に直接働きかけることにより、孤立や不安などを解決し、安心して後見等業務に取り組むことができるよう、後見等活動を支援します。また、成年後見制度の申立を検討している人、または成年後見人等として活動している家族、親族を対象として講座等を開催することにより、制度の利用や成年後見人等の活動を支援します。制度の周知啓発の拡充を図ることにより、制度の理解促進へとつながり、地域全体で支え合う制度として、適正に運用されるよう取り組みます。	2	21

No	内容	ご意見	区の考え方	対応状況	関連頁
34	社会福祉協議会による法人後見活動の促進について	身上監護に関心のない区内の弁護士後見人の言動を見るにつけ、個人にお任せするより、いっそ法人後見を、と思っていたところです。専門職への依存を減らすためにも、親族がいる場合であっても法人後見の活用を望みます。	港区社会福祉協議会による法人後見事業の受任対象については、地域の専門職や社会貢献型後見人等、法人後見を実施する港区社会福祉協議会の役割分担について検討し、セーフティネットとして継続性を備えた仕組みとなるよう支援します。	2	21
35	区民への周知啓発について	権利擁護や財産管理の手段にはさまざまな選択肢があること、成年後見はどのような場合に効果的か、ということをもまず伝えてほしいと思います。	成年後見制度が生活を守り権利を擁護する重要な手段であることなど、区民に向け、様々な媒体を活用して幅広く周知啓発を行います。また、制度利用が必要と思われる人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースを具体的に周知啓発していくため、区民向け講演会の開催や様々な機会を活用した相談会の開催、パンフレットの作成・配布等を行います。	2	22
36	任意後見制度について	任意後見制度が年々複雑化して、利用したい高齢者にはハードルが高すぎ、利用が広がらないのではないかと。AI技術を生かして任意後見制度への不安を解決できないか。高齢者が信頼でき、利用しやすい任意後見制度にしてほしい。	任意後見制度については、成年後見制度の周知啓発に当たり、法定後見制度とともに取り組むこととしています。制度の理解促進のため、成年後見制度が生活を守り、権利を擁護する重要な手段であることの周知啓発に取り組めます。また、地域の関係団体等で構成する地域連携ネットワークを効果的に活用して、ネットワーク内における制度の理解促進とともに、関係団体内における制度の理解の促進を図り、関係団体間の情報共有や連携となる仕組みを構築します。	2	22
37		任意後見制度を利用する場合、費用は財産総額で算出するのではなく、後見業務に応じた費用表などを開示して判り易くすると、利用しやすくなるのではないかと。	地域全体に、制度の周知啓発の拡充を図ることにより、制度の理解促進へとつながり、地域全体で支え合う制度として、適正に運用されるよう取り組みます。		
38	計画の名称について	計画をよく見れば「制度の利用が必要な人」への利用促進とわかるのですが、一般的には「後見は利用すべきもの」「後見利用者を増やすべき」と読み取る人が大半でしょう。促進すべきは利用者数ではなく、制度に対する真の理解だと思います。「利用促進」の文言を使わないのがいちばんだと思いますが、それがかなわないのなら通称でもいいので「利用促進」の印象を薄める工夫をお願いしたいです。「本来なら利用しないほうがいい人たち」を浮き足立たせないでください。	成年後見制度の利用が必要な人への支援や制度の理解を進める対応が必要となるため、港区の成年後見制度の利用の促進に関する施策の体系を整理し、総合的かつ計画的に推進するために策定することから、港区成年後見制度利用促進基本計画としています。周知啓発に当たっては、様々な福祉サービス等についても周知し、本人の状況に応じた支援を行います。	-	-
39	法定後見人の選任について	初めて法定後見人になる人は70歳以上でも選任されるようにしてほしい。	法定後見人の選任については家庭裁判所で行っています。区では、状況等に応じ、適切な成年後見人候補者を推薦していきます。推薦に当たっては、顔合わせ等を通して成年被後見人等の意思を丁寧にくみ取ります。	-	-
40	任意後見制度について	品川成年後見センターが、任意後見制度の「あんしんの3点セット」というのを提供している。後見人に万が一の事があっても、また、死後事務まで、法人で請け負うため、将来への不安がなく、安心できる制度だと思う。ただ、報酬額は財産額を基準としているところは、利用者にとっては使いにくい。後見業務を受ける側にも（後見監督人の報酬にも）納得のいく報酬額が支払われると思う。事務内容で報酬額は決めるべきだと思う。	報酬額については、本人の財産状況などを考慮し家庭裁判所が決定します。	-	-